## 4 経済的な支援

子育てに係る経済的負担の軽減を図り、子どもへの適切な養育環境を確保します。

〇生活保護

- ①各種手当や医療費助成や就学援助などの経済的な支援の充実
- ②各種手当や制度に関する情報の提供

#### ~具体的な事業~

〇児童扶養手当

〇母子生活支援施設措置(再掲)

〇幼稚園保育料の軽減措置(再掲)

〇特別支援教育就学支援事業(再掲)

〇母子家庭等医療費助成

〇ひとり親家庭子育てサポート事業

〇母子父子寡婦福祉資金貸付

〇要保護等児童·生徒就学支援事業(再掲)

〇子ども医療費助成事業(再掲)

〇保育園保育料の軽減措置

〇遺児等の手当

## 5 市民総ぐるみの支援 ~2つのプラットフォーム~

子育て家庭、地域、園・学校、市民活動団体、企業など、市民総ぐるみの子育て支援を行います。

また、園・学校と地域をプラットフォーム(つながりを支える基盤・十台)とし、総合的な子どもの貧困対策を推進します。

- ①教育関係者への子どもの貧困対策に関する情報提供など、積極的な支援体制の構築
- ②地域でのさまざまな交流事業の展開による、誘いあう地域づくりの推進
- ③民生委員児童委員・主任児童委員の活動を通した、地域社会における支援体制の強化
- ④働き方改革や子育てにやさしい企業づくりなど、企業への啓発の推進

#### ~旦体的な事業~

- ○園・学校をプラットフォームにした取組
- ·教職員研修
- ・放課後の学習支援
- ・放課後児童クラブ(学童保育)
- ・懇談会・家庭教育学級など
- ・「チーム学校」体制での支援
- ○子どもの貧困早期発見対応ガイドの作成《新規》
- ・ガイドの作成

- 〇地域をプラットフォームにした取組
- ·世代間交流
- ・子どもの居場所づくり
- ・音児・学習用旦交換バザー
- ・地域における支援体制の強化
- ・保護者への家庭教育支援の充実
- ・企業への啓発

### 計画の推進に向けて

#### ・連携体制、推進体制・

庁内関係各課、関係部局、関係機関·団体、地域 の支援者などと連携を図りながら、計画の総合 的、効果的な推進を図ります。

#### ・支援に関わる人々の人材育成・

保育や教育に携わる職員や相談機関・専門機関 の職員の情報共有を図ります。また、地域におけ る支援者の育成に向けて、ネットワークづくりを 進めていきます

#### 協働によるまちづくり・

「掛川市協働によるまちづくり推進条例」に基 づき、市民等と市が連携、協働しながら、連携体制 を構築していきます。

#### ・計画の進捗管理・

計画の推進にあたっては、「PDCAサイクル」 による継続的改善の考え方に基づき、適切な進捗 管理を行っていきます。

発行:2018年(平成30年)3月

#### 編集:掛川市 こども希望部 こども希望課

〒436-8650 静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1 TEL:0537-21-1144 FAX:0537-21-1163

## 掛川市 子どもの貧困対策計画



# すべての子どもに、心豊かな生活と

# 充実した学びを保障するために

#### 策定の背景と目的

2016年(平成28年)の国民生活基礎調査(厚生労働省)によると、「子どもの貧困率 |(2015年時 点)は13.9%と、貧困状態にある子どもは約7人に1人となっています。

国では、2014年(平成26年)8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が、静岡県では2016年(平成 28年)3月に「静岡県子どもの貧困対策計画」が策定されました。

本計画は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困 が世代を超えて連鎖することのないよう、掛川市のすべての子どもに、心豊かな生活と充実した学 びを保障することを目的としています。

#### 計画の位置付け

本計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律第4条に基づくものであるとともに、「第2次掛 川市総合計画」及び「掛川市子ども・子育て支援事業計画」を上位計画とします。

計画の推進にあたっては、関連する本市の各分野の計画との連携・整合性を十分に考慮しつつ、施 策を展開していくものとします。

#### 計画の期間

本計画の計画期間は、2018年度(平成30年度)から2022年度の5か年とします。 ただし、制度改正などにより本計画の見直しが必要となった場合は、見直しを行うものとします。



(参考)子どもの貧困とは・・・子どもの貧困とは、所得の低い世帯の17歳以下の子どものことや、その生活状況をいいます。

#### 掛川市の子どもを取り巻く課題

#### 1 学習の状況

教育や進学に対するニーズは 個人によって異なるものの、すべ ての子どもたちが、それぞれ希望 する進学につながるよう、各個人 の状況に応じた学習環境の整備 や学習機会を提供する支援が求 められています。

#### 2年活の状況

保護者自身が心身ともに健康 で、心にゆとりのある生活を送る ことは、子育てをしていく上で大 切であり、子どもにとっても非常 に重要です。子育てへの不安や悩 みを気軽に相談できるよう、居場 所づくりを進めるとともに、その ライフステージに応じた適切な 支援が求められています。

#### ❸保護者の就労の状況

保護者の就労状況が、子どもの 教育や将来の就労に与える影響 は大きいことから、保護者への就 労支援が必要です。また、子育て と仕事が両立できる環境づくり が必要です。

#### 4経済的支援の状況

子どもの養育に関する教育や 医療にかかる費用を負担に感じ ており、費用の軽減や補助が求め られています。また、支援の必要 な方に必要な支援が確実に届く よう、各種サービスの充実ととも に、その情報提供の方法について も検討が必要です。

#### (小学5年生・中学2年生とその保護者アンケートより)

子どもに対して必要・重要だと思う支援	30%	60%	90%
お子さんの進学·就学にかかる費用が 軽減されること			87.0 80.8
お子さんの医療にかかる費用が無料化されること		52.1 48.6	
お子さんの学力保障、学習支援		57.1 45.2	
お子さん自身が生活のことなどの悩みを 相談できること	23.5 17.7		
お子さんの放課後の居場所づくり	10.9 13.9		
その他	1.3 1.3		
わからない	3.4 3.7		
無回答	1.3 2.6		

■低所得世帯(N=238) 中高所得世帯(N=1,246)

#### 現在、必要・重要だと思う支援

	0%	10	0%	20%	30%
資格取得のための支援が受けられること				22	24.8
同じような悩みをもった人同士で知り合える	こと		15	18.9 5.8	
就職のための支援が受けられること			13.7		3.1
病気や障がいのことなどについて 専門的な支援が受けられること			13.9 13.3		
病気や出産、事故などがあったときに 一時的に子どもを預かってもらえること			10.9 13.0		
住宅を探したり、住宅費を軽減したりするた 支援が受けられること	න්ග		11.4	20.2	
一時的に必要となる資金を貸してもらえるこ	25		11.6	21.4	
離婚のことや養育費のことなどについて 専門的な支援が受けられること		5.9	13.4		J
民生委員·児童委員など 地域の人から支援が受けられること		2.5 3.6			
その他		4.6 3.4			
わからない				19.7	28.0
無回答			10.1 14.1		

低所得世帯(N=238) 中高所得世帯(N=1.246)

#### 施策の展開

すべての子どもに、心豊かな生活と充実した学びを保障するため、「学習の支援」、「生活の支援」、 「保護者の就労支援」、「経済的な支援」、「市民総ぐるみの支援」の5つを重点施策に位置づけ、個別施 策の充実を図ります。

## 1 学習の支援

家庭環境に左右されることなく、成長段階に即したきめ細かな学習指導、機会の提供を行います。

- ①子どもたちが自分の能力・可能性を伸ばすことができる、学力の向上に向けた取組の推進
- ②子どもたちそれぞれの状況に応じた教育の充実、生きる力を育むための機会の提供
- ③教育、福祉、地域の連携による推進(家庭に寄り添った切れ月のない支援)

#### ~具体的な事業~

〇幼稚園保育料の軽減措置

〇要保護等児童·生徒就学支援事業

〇特別支援教育就学支援事業

O教育相談事業

〇心の教室相談事業

〇生活困窮者学習支援事業

○園・学校の教職員等のための子どもの貧困対策研修会 《新規》

## 2 生活の支援

地域社会から孤立して一層困難な状況に陥らないよう、早期に発見し、生活支援を展開します。

- ①子育て世帯の暮らしに必要な、子育て・保育の環境整備
- ②子どもの健やかな成長のための、子どもの居場所の確保
- ③子どもと保護者の心身の健康増進の向上
- 4子育で世帯のさまざまな悩みに寄り添った相談支援体制の充実

#### ~具体的な事業~

〇ファミリー・サポート・センター事業

〇乳幼児·妊產婦家庭訪問·乳児家庭全戸訪問

〇子育て相談

〇養育支援訪問

〇要保護等児童·生徒就学支援事業(再掲)

〇個別相談

〇子ども医療費助成事業

〇特別支援教育就学支援事業(再掲)

〇母子健康手帳の交付・妊婦相談

○(仮称)掛川市発達相談支援センターの開設 《新規》

## 保護者の就労支援

保護者の就労支援により、子育て世帯の生活基盤の安定を図ります。

- ①就労相談や資格取得など、就労支援の充実
- ②就労機会の確保のための支援

#### ~具体的な事業~

〇自立支援教育訓練給付

〇母子生活支援施設措置 〇子育て中の方のための求人情報提供

〇高等職業訓練促進給付

〇臨時就労相談窓口

〇生活保護受給者等就労自立促進事業